

# 棚卸をめぐる民事裁判（火災保険請求訴訟）

税理士 岡本 修司

## (一) 事案の概要

Aは、家具販売会社(甲)と、不動産管理会社(乙)の代表取締役であり、両社を経営している。原告甲は、被告(損害保険会社(丙))との間で、その所有する建物について、火災保険契約を締結していた。原告乙は被告丙との間で、その所有する家具などの商品について、火災保険契約を締結していた。

平成13年3月4日未明、本件建物の一部から出火し、建物を全焼するとともに、建物内に保管されていた在庫商品も全焼し焼損した。

Aは火災後の丙、及びその損害保険代理店丁の事業聴取の際に、丙、丁の要求されるまま、全ての資料を提供した。

期日が経過したらずぐに、火災保険金を支払ってくれるであろうと思っていたところ、丙は普通火災保険及び店舗総合保険であるところの、火災保険普通保険約款(以下「火災保険約款」という)2条1項<sup>(1)</sup>及び店舗総合保険普通保険約款(以下「店舗保険約款」という)2条1項<sup>(1)</sup>は、いずれも、「当社は、次に掲げる事由によって生じた損害または傷害に対しては、保険金(損害保険金...臨時費用保険金...残存物取片付け費用保険、失火見舞費用保険金...)を支払いませんでした。

(1)保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意、もしくは重大な過失、または、法令違反」と規定している免責条項を理由に、支払わなかった。

その対応という、放火の疑いをもかける態度であった。甲、乙は、弁護士を通じて、訴訟を提起したものである。

## (二) 争点

本件火災によって原告 が被った損害の額（在庫商品の額）

## (三) 判決

平成16年12月24日判決（名古屋地裁）  
平成18年6月29日判決（名古屋地裁） } 資料添付

## (四) その後の経過

控訴人丙は、すぐに上告手続きをとったが、金融監督庁の保険会社（損保、生保とも）への保険金不払いによる、行政指導、行政処分が公表され、上告を取り下げるに至った。

図1 経過について

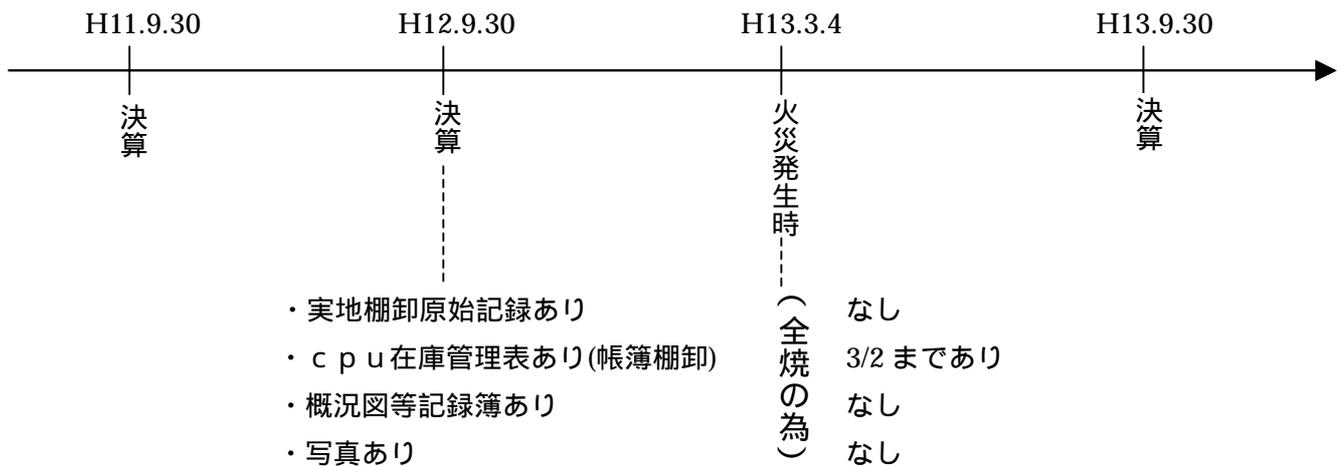


図2 裁判の経過

	原告	被告	一審判決 (地裁判決)	二審判決 (高裁判決)
棚卸に対する考え方と争い方 (とを照合し、最終的には一致したものを残す。証拠主義を原則とする)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実地棚卸を原則 (倉庫を封鎖) 原始記録を作成 cpu の在庫管理表を毎日出す (九州へ FAX) 推計は許さない (青色申告はダメ) 複数で実施 倉庫を封鎖して 棚卸商品の単価についての議事録あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推計による棚卸 (商品回転率等の経営分析による手法)</li> </ul>		
棚卸数値についての主張	約1億円	推計で否認し争う	8,630万1,044円及びこれに対する平成14年3月28日から、支払消失までの年6分の金品を支払え	1億657万1,013円及びこれに対する平成13年9月4日から支払済までの年6分の金品を支払え

# 研究

## 一． 棚卸しをめぐる考え方

税理士に存在する二つの考え方

実地棚卸 v.s 推定棚卸（商品回転率等による推計）

（参考）意見書

## 二． 推計課税の理論と実務

推計課税の具体的要件

1. 収支を明らかにする帳簿等の備え付けがない場合
2. 帳簿の記載内容が不正確または虚偽である場合
3. 税務職員の調査に協力しない場合

青色申告は、帳簿の義務化を課している。棚卸についても実地または帳簿棚卸によって、確定するのが原則である。正確な所得金額の算定は法人税法 22 条 4 項の要請でもある。

## 三． 棚卸高の認定をめぐる判例の整理

そのほとんどが、帳簿棚卸がない場合である。

判例のまとめ

- ・ 昭和 29 年 10 月 19 日 前橋地方二十七(行)二
- ・ 昭和 30 年 8 月 20 日 大阪地方二十五(行)三二
- ・ 昭和 33 年 7 月 11 日 大阪高等三十一(ネ)四四五
- ・ 昭和 35 年 2 月 18 日 最高一小三十四(オ)二六七
- ・ 昭和 37 年 9 月 14 日 宇都宮地方三十(行)七
- ・ 昭和 46 年 1 月 11 日 札幌地方四十二(行ウ)一〇
- ・ 昭和 56 年 10 月 29 日 長野地方五十三(行ウ)二
- ・ 昭和 63 年 3 月 17 日 最高一小六十一(行ツ)七〇
- ・ 平成 2 年 2 月 6 日 岡山地方六十(行ウ)九
- ・ 平成 2 年 3 月 23 日 富山地方五十八(行ウ)二

## 四． 本判決の意義

棚卸に対する理解のしかたについて、よく勉強されている。推計による手段ではなく、実地棚卸による実額把握の主張を全面的に信用し、採用された事は、司法権の信頼の回復に貢献大である。

多少時間はかかりましたが、裁判所が大企業である損保会社に単に味方するものでなく、事実の認定を正しく判断された事に対して敬意を持つ。

## 五． 棚卸における原始記録と帳簿在庫を大切に扱い、企業利益を確定する、棚卸を正しく把握する考え方は、正確な所得を計算する上で証拠を残す事が、こんなにも重要であった事に改めて気づいた事件でした。

全ての物証は、理屈を征服する事を改めて確認しました。

## 添付資料

1. 意見書 8 枚 (平成 15 年 2 月 23 日)〔メールで送付〕
2. 意見書 5 枚 (平成 15 年 12 月 15 日)〔 " 〕
3. 意見書 5 枚 (平成 16 年 5 月 14 日)〔現物持参〕
4. 地裁判決 6 枚 (平成 16 年 12 月 24 日)〔 " 〕
5. 高裁判決 9 枚 (平成 18 年 6 月 29 日)〔 " 〕